

件名	松前町水道事業の設置等に関する条例及び松前町職員定数条例の一部を改正する条例
主管課	上下水道課
関係課	総務課
改正対象	<ul style="list-style-type: none"> ・松前町水道事業の設置等に関する条例（昭和 43 年松前町条例第 29 号） ・松前町職員定数条例（昭和 43 年松前町条例第 13 号）
根拠法令等	公営企業会計の適用の推進について(平成 27 年 1 月 27 日総財公第 18 号)
改正理由	松前町下水道事業に地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の規定の全部を適用するため、所要の改正を行うものである。
改正の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・松前町下水道事業に地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の規定の全部を適用するため、松前町水道事業の設置等に関する条例に「下水道事業を設置」、「法の規定の全部を適用する。」規定を追加。 ・松前町職員定数条例の町長の事務部局の職員数と地方公営企業の事務部局の職員数を改正。
施行日	令和 2 年 4 月 1 日
【その他参考事項】	